

審査基準

1 採択案件の決定方法

提出された企画提案書等に基づき審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件として選定する。得点合計が最も高いものが複数ある場合は、次項に定める選定委員の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一を採択案件として選定する。ただし、事業を遂行するに当たって必要な経営基盤に特別の問題が認められる場合には、次点のものを採択案件として選定する。

2 審査方法

企画提案書等に基づき、文化庁に設置された条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業企画選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3 評価方法

評価は、下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価基準】

5点………優れている	2点………やや劣っている
4点………やや優れている	1点………劣っている
3点………普通	

（1）事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- ② 外国人及び外国人の子供に対する日本語教育について、実績及び専門的知見を有すること。
- ③ 難民に対する支援について、実績及び専門的知見を有すること。
- ④ 外務省予算で実施される「平成28年度難民等定住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算で実施される「平成28年度難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等との連携・協力を行うことが可能であること。
- ⑤ 関係団体等との連携・協力体制を構築することが可能であること。
- ⑥ 学習教材の作成が可能であること。

（2）事業内容に関する評価

- ① 仕様書に記載されている事項を、理解している企画内容であること。
- ② 企画提案書において、事業実施に関する具体的な計画案が用意されており、事業の成果が確実に見込まれること。
- ③ 受講者の安全及びプライバシーを確実に保護できること。
- ④ 提案内容に対して、効率的で妥当な経費が示されていること。